

第40回新型コロナウイルス感染症対策本部会議議事録

1 開催日時 令和3年8月19日(木) 午後4時00分～午後4時40分

2 開催場所 浦安市役所 災害対策本部室

3 出席者

本部長：市長

副本部長：両副市長

本部長：危機管理監、消防長、教育長、総務部長代理、企画部長、財務部長、市民経済部長、福祉部長、健康こども部長、環境部長、都市政策部長、都市整備部長、教育総務部長、生涯学習部長、会計管理者、議会事務局長代理、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長

(事務局)

健康こども部、総務部

4 議題

(1) 状況報告(感染者の状況)

(2) 緊急事態宣言の延長について

(3) その他

- ・新型コロナウイルス職員罹患時等の対応マニュアルの改定について
- ・保健所への派遣要請について
- ・臨時部次長会議の開催について
- ・ワクチンの接種の状況について

5 議題の概要

(1) 市内感染者の状況報告を行った。

(2) 緊急事態宣言の延長について説明を行った。

(3) その他

- ・新型コロナウイルス職員罹患時等の対応について情報を共有した。
- ・保健所への職員派遣を決定した。
- ・臨時部次長会議の開催方法について情報を共有した。
- ・ワクチンの接種の状況について情報を共有した。

6 会議経過

(1) 状況報告

本部長：本日の感染者数は51人で、直近1週間の10万人当たりの感染者は、260.0人となり、これは東京都と同様な数値であり感染者が多く発生している。市の累計感染者数は2,538人である。

市内クラスターの発生であるが、保育所、老人福祉の2施設で発生している。

本部長：感染者数は県下6番目になっており、人口の割に感染者が多く発生している。

(2) 緊急事態宣言の延長について

本部長：緊急事態宣言発令期間が9月12日まで延長されたので、その対応について説明を求める。

本部長：今までは、運動施設等(1,000㎡を超える)、サービス業を営む店舗(生活必需サービスを除く)、物品販売業を営む店舗のうち、食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く店舗に、従前は人数管理、人数制限、誘導等をお願いしてきた。今回の延長で変更となった点は、それらの店舗に対し、新たに人数管理、人数制限、誘導等の入場整理を要請することになった点である。

本部長：今回の延長で、人数制限等の協力要請が出されたことから、対象の市内事業者に対し周知を図ること。

(3) その他

- ・新型コロナウイルス職員罹患時等の対応マニュアルの改定について

本部長：職員の感染時の対応について説明を求める。

本部長：職員または同居家族が罹患した時や濃厚接触者の疑いがある場合、また、職場で罹患が発生した場合の職場の対応や隣接した職員が濃厚接触者の疑いが生じた場合の対応などについてマニュアル化した。また、保健所が本来、濃厚接触者の特定をすることになっているが、業務逼迫により市が調査を行う場合もある。

本部長：都内では、ごみの収集で作業を行っている区職員が罹患し、ごみ収集業務に支障が出た。本市でもありえることであり、ごみ収集以外にも工事や委託業務に支障が出ることも予想される。市民サービスに影響が出ないように、各部局は工事、委託事業者の業務継続について、対応方針を検討すること。

職員の罹患時の対応や濃厚接触者の特定に関しては、健康管理室が中心となって改定したマニュアルに基づき対応するように。また、報告は速やかに行うようすること。

- ・保健所への派遣要請について

本部員：保健師2名、事務2名の人選を行っている。期間は緊急事態宣言が発令されている9月12日までを予定している。

- ・臨時部次長会議の開催について

本部員：8月25日にオンラインで在宅しながら部次長会議を実施する。コロナ過での会議の在り方として、また今後の緊急事態に備えるために実施することにした。

- ・ワクチン接種の状況

本部員：企業で行う職域接種であるが、1事業者が職域接種を中止する方向で検討している。

本部員：市が行っている集団のワクチン接種であるが、若年層の方も気軽に寄れるよう、新浦安駅付近で9月中旬に期間限定の接種会場を追加することにした。接種時間は夜間を予定し、浦安駅に近い中央公民館も夜間接種を行う。

本部長：その他に意見のある者、発言を認める。

本部員：10月開催予定であったスポーツフェアは年明けに順延をした。

本部員：斎場の火葬であるが、通常は告別式で行うことが一般的である。このコロナ過で最近火葬を先に行いたいと要望が多く寄せられている。運用面で可能な限り、要望に応えられるよう行いたい。

7 決定事項

- ・9月12日までの緊急事態宣言の延長に伴い、県が公表した店舗等における人数制限等の協力要請について、市内事業者に対し周知を図ること。

- ・市民サービスに影響が出ないように、各部局において、委託事業者の業務継続について、対応方針を検討すること。
- ・職員が罹患等をした場合は、改定したマニュアルに基づいた対応を徹底すること。
- ・千葉県から、保健所への応援協力依頼があったことから、職員の派遣について速やかに対応すること。